

汚水排出量認定申告書

年 月 日

(申告先)
横浜市長

申告者 住所

氏名

(電話)

(法人の場合は、名称・代表者の氏名)

横浜市下水道条例第19条第3項の規定による汚水の排出量の認定を受けたいので、
次のとおり申告します。

使 用 場 所	
汚 水 の 種 別	
営 業 種 目	
認 定 を 必 要 と す る 理 由	
使 用 水 量 (期 間)	
汚 水 排 出 量 (期 間)	
揚 水 設 備	
添 付 書 面	
備 考	

受水槽等の洗浄に関する汚水排出量認定申告について

「受水槽に直結する給水設備工事等届出書」に基づく受水槽等の洗浄作業を終了した後、「給水設備洗浄用水量申告書」と別に「汚水排出量認定申告書」を提出していただく必要があります。

提出いただいた申告書類を水道事務所で受付し、環境創造局から、「汚水排出量認定通知書」と「納入通知書」をご使用者様に送付します。

その後、受領した「納入通知書」にて下水道使用料をお支払いいただきます。

○申告者（使用者）

届出は実際に洗浄を行う法人（個人）、または下水道使用料の支払いをされる方（水道局からの請求書送付先に限る）のいずれかのお名前をお願いします。

○必要書類

「汚水排出量認定申告書」下記資料を添付した正副2部を、水道事務所へご提出ください。

- 1 現場写真（受水槽とその周辺及び現場全景）
- 2 使用水量算定根拠資料

○運搬水や共用散水栓を使用する場合

運搬水や付近の共用散水栓（下水道使用料がかかっていないもの）を使用する場合、「給水設備洗浄用水量申告書」の提出は不要ですが「汚水排出量認定申告書」のご提出は必要となります。

【問合せ先】

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10 28F

横浜市 環境創造局 総務部 経理経営課

下水道使用料・出納担当

TEL：045-671-2826